

東海市公告第163号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部税務課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和7年8月13日

東海市長 花 田 勝 重

|                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 送達を受けるべき者の<br>住所地等（所在地等）<br>及び氏名（名称） | 別紙のとおり                   |
| 送達すべき書類の名称                           | 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書 |

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。